

資格取得制度改革のための提言

税理士制度改革推進議員連盟

会長 森 喜朗 殿

平成 18 年 2 月 1 日

全国青年税理士連盟

会 長 石井 孝雄

東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-21-12

電話 03-3354-4162

私たち全国青年税理士連盟は、約 3, 0 0 0 名の若手税理士により組織されており、国民のためのよりよい税理士制度、税務行政、税制を実現することを目的に租税制度その他の諸制度について研究し、積極的に提言を行うなど日々活動している。

昨今、我が国の社会・経済状況には大きな変化があり、この環境の変化に対応できるように、法改正を含む様々な制度改革が次々と実施されている。税理士業務においても、司法制度改革や商法改正により、幅広い分野において業務の多様化が求められている。

このような現状の中、国民生活の利便向上等を図る上で、信頼される税理士制度確立のためにも、特に公正な税理士資格取得制度の確立は急務である。以下において、現行の資格取得制度に関する問題点について検討した上で、あるべき改革の方向性について提言する。

(1) 資格取得制度に関する問題点

税理士の資格については、税理士法第 3 条において、税理士試験の合格者の他、税理士試験を免除された者、弁護士及び公認会計士には無条件で資格が与えられている。結果、現在の税理士登録者のうち、半数を超える者が 1 科目も税理士試験に合格すること無しに、資格を与えられている異常な状態となっている。これでは、税理士試験の本来の目的である税理士の資質を一定の水準以上に保つべきであるという要請と、職業法上の資格を得る機会は、国民全てが平等に与えられるべきとする要請に応えることが出来ない。

① 試験科目免除及び資格自動付与規定による問題点

税理士と弁護士及び公認会計士は、使命・目的・対象者及び業務の全く異なった資格である。それゆえ弁護士及び公認会計士に、無条件に税理士資格を付与することが適切でないことは明白である。また、税理士法第 7 条及び第 8 条において定められた学識及び経験に着目した試験科目免除規定についても、税務官公署における事務経験による税法科目免除及び税務官公署職員のみが受講できる指定研修修了による会計科目免除など、免除するに値する合理的理由に欠ける項目が多く見られる。税理士制度の創設から 5 0 年以上経っ

た現在、妥当性の欠ける試験科目免除規定については、見直しが必要だろう。

②税理士試験制度における問題点

税理士試験制度は、税理士法第6条に規定されている。その中で、税理士試験の目的として、「税理士となるのに必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを判定すること」としている。しかし、現行法上の税理士試験は、最近の社会経済情勢や実務を取巻く状況から鑑みたとき、時代の要請に応えられる税理士としての資質の検証が十分に図られるものになっているとは、言いがたい。

新会社法制の施行に伴い、会計参与制度が創設される。この制度では、税理士は会計の専門家として位置づけされている。また、裁判外紛争解決手続（いわゆる『ADR』制度）、成年後見人制度又は補佐人制度等、現在日本税理士会連合会で税理士業務の拡大として、職域としようとしている業務に関してはその多くが、税理士は法律の専門家であるというスタンスである。

税理士が今日求められている多様な社会的要請に応えるためには、試験科目が、あまりにも税法科目に偏りすぎている。最低限、実務上不可欠な知識と考えられる民法・商法が存在しない。

また、現行試験の出題内容を検討してみると、条文の暗記能力や計算のスピード能力を重視する出題形式となっている。このような形式により、応用能力の有無を判定することについては、大変疑問が残る。

（2）あるべき改革の方向性について

資格取得制度は、経済社会の変化に即応し、規制改革の動向を見て業務独占規定、資格要件、業務範囲のあり方などを総合勘案してうえで定めなければならない。

今後、業務独占資格のあり方については、国民生活の向上のために改革する必要があると考える。しかし、現行の税理士資格取得制度のままでは、隣接法律関係専門職種にとって業務範囲の見直しや資格間の相互乗り入れの議論の中で、「無試験による資格取得者が半数以上存在する」という現状にアレルギー反応を起こすことが考えられる。現行税理士制度に内包する問題点により改革に遅れが生ずるのは好ましくない。また、税理士としての資質の検証が十分に図られていない現行の資格取得制度は、今後、国民に多様な選択肢が確保された場合に、無用のトラブルを与えることになるため、以下のとおり、その改革の方向性について提言する。

① 試験科目免除及び資格自動付与規定改革の方向性

税理士の資格取得については、税理士となるための資質を有しているかどうかを検証するための税理士試験制度がある。よって税理士試験に合格した者のみに対して、税理士資格を付与するのが、公平であり、当然であると考えられる。

原則的な考え方としては、税理士試験合格者のみが税理士となる資格取得制度の確立が必要である。

②税理士試験制度改革の方向性

社会経済情勢及び税理士業務の実態を考慮すれば、少なくとも必要な学識として民法・商法（会社法を含む）を法律科目の試験科目として採用し、1科目は必修科目とすべきであるとする。また、税理士に対する多様な社会的要請に応える為にも、将来的には、短答式及び論文式試験問題を組み合わせることにより、憲法等を含む大幅な試験科目増加についても検討すべきであろう。

また、出題内容についても、応用能力の有無を判定するために、理解力及び応用力を重視する出題形式へ変更すべきである。法律家として必要不可欠なリーガルマインドが受験勉強を通じて養成できるというという観点から言っても、例えば、法規集の持ち込みを認め、新司法試験における租税法の出題内容にみられるようなケース・スタディ的な問題も望ましいと考える。

税理士が、納税者の法的権利を擁護するために、法律の解釈能力を身につけることは必要不可欠であり、国民が税理士に期待することに他ならない。

（3）結論

現行の資格取得制度については、（1）①及び②の問題点を踏まえ、試験制度（6条）の他、試験科目免除規定（7条、8条）及び自動付与規定（弁護士、公認会計士）について大幅な見直しを行う必要がある。特に、自動付与規定及び多くの試験科目免除規定の存在は、税理士資格そのものの国民に対する信頼性を失うものである。信頼される税理士制度確立を目指すために、税理士法第3条、7条、8条については早急に改正し、原則として、税理士試験合格者のみが税理士となる資格取得制度の確立が望まれる。

規制改革は、今や国民的課題であり、関心事である。資格取得制度の矛盾を解決させることが、ひいては社会の要請に適う真の国民のための税理士制度確立に繋がることになるだろう。